

令和4年9月定例会 代表質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「統一教会 世界平和統一家庭連合について」

○青木恒子 日本共産党を代表して質問をします青木恒子です。よろしくお願いいたします。

まず、第1回目の大項目、統一教会についてお尋ねします。

統一教会は、安倍元首相の関わりが最も深く、マスコミでもこの間、大きく取り上げられ、大きな関心事になっています。統一教会では危険な2つの顔があり、1つは反社会的カルト集団です。資金集めに高額献金、靈感商法や異様な教義、人権無視の集団結婚、信者2世の被害深刻など、毎日のようにマスコミで明らかにされています。

もう一つの顔は、反共反動の先兵としての勝共連合です。1968年、文鮮明が創始者で共産主義をこの地球上から完全に一掃するを目的としています。日本でも1968年に日本の右翼、笹川良一や岸信介元首相が発足させ、反共の一致点で自民党政治家との関係が1978年から、国会で日本共産党も明らかにしてきたところでした。選挙妨害や反共謀略ビラの配布や日本共産党に対するデマ攻撃を繰り返してきました。自民党への選挙支援は、統一教会、勝共連合が反動支配勢力に取り込むための活動の一つです。運動員を送り込み、ビラまきや電話作戦など選挙支援を行うほか、自民党が公然とできないような汚れ仕事を請け負ってきました。統一教会、勝共連合は、憲法9条は諸悪の根源とし、自民党の改憲案と全く同じ内容になっています。ジェンダー平等も反対で一致しています。自民党と統一教会との癒着はこのように底なしで、閣僚、副大臣、政務官、官房副長官76人中33人と43%に至っています。

奈良県の議員にしましても関わりが明らかになってきているところです。統一教会やそのダミー団体による地方政界と自治体がダミー団体の中で活動する行事に対して後援をする事態も相次いでいます。まして、香芝市の良福寺には奈良県でたった5か所の中の一つ、世界平和統一家庭連合かつらぎ教会があります。香芝市として統一教会、世界平和家庭連合についてどのように認識しているかお尋ねします。

壇上の発言を終わります。

○企画部長 当団体につきましては、過去に靈感商法等の悪質商法、また多額の献金などの問題も指摘されており、社会的に問題があるという団体と認識いたしてございます。

○青木恒子 社会的に問題があるというふうに認識されていることについては市民の中と共通

の認識だというふうに思っています。自治体の中にも入り込んで、市の政策に影響を及ぼすように議員教育もされてるということが全国の中でも明らかになっているところです。反社会的カルト集団と自治体や議員との関わりはあってはならないものだというふうに考えています。今後ともそのあたりのことを警戒しながら市民に明らかにされるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

統一教会、世界平和家庭連合と香芝市の関係について、これらの団体が催すイベントなどへの後援や市長が出席、参加していたことはあるのでしょうか、市長にお尋ねします。

○市長 私自身はありませんし、今資料に残ってる分、前市長も含めてで、残ってる分に関してはそういった出席記録等はありません。後援会、後援してる記録もありません。

○青木恒子 また、同様に教育委員会とかにおかれましてはどういうことになってますでしょうか、教育長にお尋ねします。

○教育長 市長同様にそういうところには出席しておりません、私自身は。

○青木恒子 統一協会の関連企業、必ずしも統一教会とか世界平和家庭連合とかというふうな名前での、名目を出しているところは全国でも少ないようです。統一教会の関連の企業と団体を調べてみますと、140 団体を超えているというふうに存在しています。香芝市はいろんな行事に後援していますが、どのような基準より承認されるのかお伺いします。

○企画部長 根拠となっておりますのは、香芝市後援等名義使用承認取扱要綱、これに規定する基準により承認の決定を行っております。主催者や事業内容につき、政治、宗教、暴力的な目的としていないことなどを基準により判断することになってございます。

市長部局は以上でございます。

○青木恒子 じゃあ、教育部のほうはどうなってますか、お答えください。

○澤 和七 すいません。教育委員会のほうでございますけども、教育委員会のほうでも香芝市教育委員会後援等名義使用承認基準要綱の規定により承認の決定を行っております。

以上でございます。

○青木恒子 先ほども言いましたけれども、140 団体以上の違う名称で、ダミーの形で活動されているのが今の実態であります。そういう意味でなかなか後援は難しいとは思いますが、そこはきちんと判断していただきたいと思いますというふうに思います。調べましたところ、大和川一斉清掃なんかでは世界平和統一家庭連合かつらぎ家庭教会が参加しているところです。そういうふうな形で市民にアピールしながら、片や裏側の方では家庭崩壊につながるような、そういうふうな状況になっているということを確認していただきたいと思いますというふうに思います。そして、項目として、政治、宗教、暴力団などの基準だけではすごく解明しにくい、悪く言えば悪い奥深さを持った団体ということについて、慎重に後援のほうも取り扱って

ていただきたいという、これ、要望でありますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第4問のほうに行きます。

統一教会、世界平和統一家庭連合や関連団体から寄附を受けたことはありますでしょうか。

○企画部長 平成 29 年度以降におきまして世界平和統一家庭連合また統一教会、そして現在報道などで明らかになっております関連団体について調査いたしましたところ、令和元年 10 月に宗教法人世界平和統一家庭連合かつらぎ家庭教会より 6 万 3,238 円の寄附をお受けいたしております。

○澤 和七 教育委員会のほうでございますけれども、同様に 29 年度以降において調査いたしましたところ、団体からの寄附はございませんでした。

○青木恒子 市長部局において寄附があったということですが、どのような基準とか、基準は先ほどお聞きしましたが、どういう目的で寄附を受けられたのか教えてください。

○企画部長 当該寄附の際には、ふるさとまちづくり寄附金といたしまして令和元年に寄附をお受けしておりました。失礼いたしました。当該寄附でございますけれども、香芝市ふるさとまちづくり寄附条例の規定によりお受けしたものでございます。団体からの寄附申出におきましては、条例に規定をしております事業の区分のうち、教育及び子育て環境の充実に係る事業を実施する目的ということで寄附をお受けしたものでございます。

○青木恒子 こういふことでもありますから、例えばこれが社会福祉協議会のニュースにも世界平和統一家庭連合という名目で数値として出されている問題もあります。それから、今伺いましたように 6 万 3,238 円というふうな寄附も受けてるといふ、そういう実態がこの香芝市におきましてもあるということでもあります。そして、社会福祉協議会には 1 月に善意銀行として 17 万 2,121 円、これが第 5 回緊急食料支援、フードバンクというふうな形で寄附されています。そういう意味ではとても恐ろしい動きだなというふうにも実感してるわけですが、この合計、合わせますと、香芝市に寄附されたお金が、総額 23 万 5,359 円の寄附金が反社会的団体からのものですので、私は返金したほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

○企画部長 香芝市にお受けした寄附金でございますけれども、現在のところ返還する予定はございません。

○青木恒子 返還しないという理由は何になるのでしょうか。

○企画部長 返還する理由というのが見当たらないということでございます。

○青木恒子 返還しないという理由についてどうお考えなのかお聞かせ願ひたいんですけども。

○企画部長 今回問題になっております団体からという理由でお返しする理由はないというふうにご考慮しております。

以上です。

○青木恒子 これほど今世間を騒がせている統一教会の問題であります。何よりも統一教会の会員さん、ましてその親族の人までもが家族崩壊までもたらしめている多額の献金の一部が自治体に寄附されているわけです。市民に明らかにして返還することによって、香芝市政を示していく方法だと思うんですけれども、今後受け取らないという姿勢とともに返金していくということについてはどうでしょうか、市長にお答え願いたいと思います。

○市長 令和元年 10 月の話なんで正確なことまで私は分からないんですけども、この 6 万 3,238 円というのがバザーによる寄附であるというふうには伺っております。現在のところ返還の予定はもちろん、ございませんが、もちろん今後国などの判断基準によって返還すべきだというふうなこと、そういったものが出てくれば当然返還はすべきだと思いますし、現在のところは予定はないというふうにお話しさせていただきます。

そして、今後の寄附ということについてなんですが、先ほど答弁があったように、ご質問の団体というのが過去に靈感商法等の悪質な商法の問題っていうのが指摘されております。当団体を含めて、社会的に問題が指摘される団体において厳格な、慎重に判断していかなければならないと考えております。その場合、要綱、条例などの規定に照らし合わせてしっかりと判断していきます。

○青木恒子 この問題については、どんどんと問題が明らかになり、驚くことが増えてきているというのが今の現状であります。この自治体の中でそういう反社会的な団体からの寄附ということについてどうしていくのかっていうことは、また返金も含めまして考えていただきたいというふうに思います。社会福祉協議会のことについては、別組織ではありますが、香芝市とは切っては切れない関係でもあります。そういうことについても今後また追求していきたいというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

家庭崩壊にもつながっている、そして統一教会の会員さんの悩み、2 世の悩みもとても大きいものがあります。貧困からくるいじめ、生活苦、孤立感、人権侵害に当たる集団結婚など、その悩みは計り知れないものがあります。国でも相談窓口を開きましたが、ぜひとも香芝市におきましても、またそういうセンター、世界平和統一家庭連合のセンターがある香芝市におきましても、ぜひともそういう相談のほうを考えていただきたいと、これは要望でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

「国葬問題 献花台設置について」

○青木恒子 引き続き、国葬問題と献花台の設置についてお尋ねします。

今この国葬問題も、テレビでも放映されていますし、この国葬、反対だ、否定という人が56%、賛成を大きく上回っている状態です。そして、岸田首相より納得した説明は受けていないと感ぜられる人が63%と、そして反対署名が今40万を超えているという状況になっています。在任の期間が最長というだけでは国民は納得しない、そして首相はまともに説明ができていないというのが今の状況であります。

時の内閣の打算で特定の個人を特別扱いすることは、憲法14条法の下に平等に反します。首相が言う敬意と弔意を国全体で表すとは、結局国民全体に弔意を強要することです。憲法19条思想及び良心の自由を踏みにじるものであります。絶対に許せません。

今総額17億円近くの税金から支出すると表明しています。物価高騰、コロナ対策にはまともな対策もない一方で、国会で時間を取った議論もせずに国民の血税を使うなどはもつてのほかです。安倍政治への敬意表明に莫大な税金を使って強要することは許されません。日本共産党は国葬強行に反対しています。

世論調査では国民の半数以上が反対となっている9月27日の開催予定の安倍元首相の国葬についてどのような見解を持っているのか、また内心の自由についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

○市長 国葬儀の見解といたしましては、先日の岸田首相の記者会見にて、首相は国葬儀を執り行う判断理由というのは述べられておりました。同会見において首相が国民に弔意を強制することはないというふうに述べられておりますので、おっしゃる憲法19条に関しては大丈夫かなというふうには私は考えております。もちろんその憲法第19条ということに関して最大限尊重されるべきであるというふうに認識しております。

○青木恒子 ぜひとも大事な内心の自由、最大限に尊重していただきたいと、そういうふうに思っています。

国葬が行われた場合、公共施設や教育現場での黙祷や弔旗についてはどのような対応を取るかぜひとも聞かせてください。

○企画部長 先日、8月31日でございますけれども、岸田首相の記者会見におきまして、国民一人一人に弔意の表明を強制するものであるとの誤解を招くことがないように、国において閣議了解は行わず、地方公共団体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力の要望を行う予定はないとのことございました。こうしたことから、現時点では市庁舎におきましての弔意表明については検討いたしておりません。

○澤 和七 今教育現場でというお話でございましたので、教育委員会におきましても同様に現時点で教育施設において弔意表明については検討いたしておりません。

○青木恒子 ぜひともこのことを大事にしていただきたいというふうに思います。憲法

違反である国葬について、国民の半数以上が反対を示している国葬について、自治体も市民の意向をしっかりと踏まえて内心の自由を保障するようにしていただきたいというふうに強く要望します。

じゃあ、この国葬の問題ともつながる問題について質問します。

安倍元首相の献花台を7月13日から15日の3日間、市役所1階ロビーに設置したことについてお尋ねします。

議会の中で議論もしていないのですが、どこでどのように市役所内に設置することが決まったのでしょうか、経過を教えてください。

○企画部長 まず、7月8日の事件発生を受けまして献花台等の設置について当方で検討を進めまして、7月13日から15日までの間、本庁舎1階ロビーにて設置いたしましたものでございます。

○青木恒子 流れでそういうふうに設置したということは私も知っていますが、なぜ、こういうことが決まった経過についてお知らせしてほしいんですが。

○企画部長 事件現場でございます西大寺の駅前にある奈良市、その状況や先行して献花台や記帳台を設置したほかの自治体などの状況を私どもも調査いたしまして、設置をする方向で検討させていただいたものでございます。

○青木恒子 検討したのはじゃあ企画部が検討したということによろしいんでしょうか。

○企画部長 そのとおりでございます。

○青木恒子 自治体の中で何か検討するに当たっては、条例など、何か基準に設置したのでしょうか。

○企画部長 設置する基準というのはございません。全国的にも、また世界的にも大きなニュースとなる事件が県内において発生いたしました。不安に思っておられる、また何とか弔意を示したいという市民の方も多いうふうに推察いたしました。本市にとりまして身近で起きた事案ということから、お亡くなりになられた方に対する礼儀、死を悼むという目的で設置に至ったものでございます。

○青木恒子 死を悼むということについては、それは共通であります。じゃあ次、誰がどうなったときに献花台を設置するのか、その基準が明らかでない限りこの問題は国葬と同じような問題であります。ぜひともそのところを明らかにしていただきたいというふうに思いますし、何よりも私は、この問題を取り上げたのは、どこでどういうふうに決まったことが、そして弔意を示したい人もいるけれども示したくない人もいる、それを、庁舎内に献花台を設置するというのもってのほかだと思っておりますが、この意見についてどう思われますか。

○企画部長 そういうお考えの方もいらっしゃるというふうに考えております。

○青木恒子 ということであれば、庁舎内に設置するのは大きな間違いだったというふうに思います。市民の税金をもってそこに作っていく上には、何かの条例なりの基準がない限りそういうことが今後あることのないように要望したいというふうに思います。

設置に当たっての費用はどれくらい要したのか教えてください。

○企画部長 支出した経費でございますけれども、献花台に設置した花代1万1,000円でございます。

○青木恒子 これは、たった1万1,000円と見るのか、されど1万1,000円と見るのか、問題になってくると思います。でも、これは税金であるには間違いありません。財政民主主義に反するということで、このことについてもきちっとした条例の下、何かを基準の下にしていかなければ市民に説明がつかない問題だと思いましたが、市長、いかがでしょうか。

○市長 青木議員が問題視されているのは基準がないというふうなところ、これがまず一番の問題かなというふうに考えます。例えば先ほどおっしゃったように、誰が亡くなったらどうするんだってということ、これに対してもしっかり考えていかなければならないと、例えばじゃあ大災害が起こったときとかにしてないじゃないかと、こういうご指摘もあるかと思っておりますので、しっかり今後検討していきたいと思えます。

○青木恒子 十分に市民に納得いく形の行いをしていただきたいということを要望して、この問題については終わります。

「コロナ対策」

○青木恒子 コロナの問題についてお尋ねします。

日本共産党香芝の議員団は、8月2日に福岡市長に感染拡大第7波について申入れも行ってまいりました。新型コロナ感染第7波が深刻です。岸田政権の成り行き任せが現場を混乱させています。政府の責任で総合的な対策を示し、検査、医療、保険証、ワクチンなどの体制を抜本的に強めなければなりません。季節性インフルエンザと危険性が変わらないとの議論がありますが、高齢者の重症化率、致死率はインフルエンザよりもかなり高いと専門家からも指摘され、変異株への警戒も必要です。深刻なのはコロナ後遺症で、感染者の1割から2割に及ぶ味覚、倦怠感、思考力の低下、頭にもやがかかった状態になっているというふうに聞いています。根拠のない過小評価にはくみするべきではないと考えます。

8月の新型コロナ感染者の死者数は、過去最高だった2月の1.5倍、8月でも7,000人を超える人が亡くなっています。8月には連日20万人感染者が増えているにもかかわらず、社会経済活動の維持ばかり強調して政府はコロナ対策を示さない状況でありました。オミクロン株

の特性を踏まえた新しい戦略が必要です。早期診断、早期治療が最も大切です。感染者が多いから発熱外来はパンクし、多くの患者が検診や診断、抗ウイルス薬の投与までたどり着けないのが実態です。コロナ感染者の発生届を高齢者や重症化リスクのある人に限定する全数把握の見直しをめぐっても、各都道府県の慎重な動きになっています。発生届の対象外となる軽症者の健康観察ができないなど、課題もあります。治療を必要とする全ての人が速やかに受診できる体制をつくるべきです。

国の動向がこんなに遅れているので、自治体に随分としわ寄せが来ていると思います。命に関わる問題なので、国の動向を待たず独自の政策が必要だというふうに考えています。コロナが急拡大し、市民生活も大変な状況になっています。6波と7波についての特徴を教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 特徴でございますか、なかなか技術的なことでそこについては持ち合わせておりませんが、6波につきましてはおおむね令和4年、今年の1月上旬から始まって2月上旬をピークとして3月下旬には急速に収束したといった動き、第7波につきましてはこの夏、7月上旬に再び大きく異常な増加傾向に転じ、今現在に至っていると。今現在におきましては、この1週間については右肩下がりを示しているといった、こういったご答弁でよろしいですか。

○青木恒子 急拡大したコロナ対策に各課の方は本当に大変な思いをされているんだというふうに思います。そういう意味で、この間、全庁でのコロナ対策会議をされてきたというふうにお聞きしています。内容について教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 コロナ対策会議については、そもそもコロナが令和2年の年始から国内において始まった状況でございまして、あと緊急事態宣言であったりまん防宣言等についての法的な位置づけの会議と任意の会議がございますけれども、今現在で75回を迎えておるといった状況で、内容につきましては基本的には国、県の動向の共有であったり市における施策対応の協議等を行っております。

○青木恒子 今75回も持たれて全庁でこの取組を進めておられるというのはとても心強いというふうに感じています。協議事項の中で、香芝市としてはとりわけこのことが課題かなと思われることはないでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 それぞれのその波、波においては課題というのはございましたけれども、今現在でいきますと実際のところ、先ほど青木議員もご指摘はされておりましたけれども、社会経済活動との共生といった形でございますので、継続しております自宅療養者、待機者への支援物資の全庁体制で行うための協議であったり、公共施設の貸館に係る規制等については今現在も継続して行っている協議内容でございます。

○青木恒子 香芝市の中でも、市民の方からお聞きすると、自宅療養者に対する支援物資、本当に喜ばれているというのを、声をたくさん聞いています。その自宅療養者への支援物資の申込み状況について教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 自宅療養者への支援物資でございますけれども、この事業につきましては、香芝市におきましては令和3年8月から開始しておりまして、昨日現在で香芝市内の新規感染者数1万4,186名に対して支援配布が1,447といった状況でございます。

○青木恒子 1割近い方が本当にこの制度を利用して喜んでおられるということもありますし、9割方の方には、自分のとこでやっていけるという状況を読むのか、これが周知徹底されていないのかという読み方もあると思うんですけれども、ほぼ市の感染者数が1万3,613人ということで、6人に1人、7人に1人の方がかかっておられるというふうな形だというふうに思います。この制度の周知についてはどのように行われているか教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 香芝市からの発信といたしましては、広報紙であったりホームページでお知らせはしております。ただ、実際陽性者の方につきましては、保健所や医療機関から概要が記載されたリーフレットが配布されており、そういう2方面からのアプローチとなっております。

○青木恒子 丁寧にそういうふうに行われているということで、不安を抱えてる陽性者にとってはすごく大きな支えになっているというふうに思います。

じゃあ、支援物資の内容についてお伺いします。

○危機管理監兼生活安全部長 支援物資の内容につきましても、当初と現在では若干変わっております。今継続しておりますのは御飯であったりスポーツドリンクといったものであったりカップ麺といった食料品が主です。当初につきましては、衛生用品でありますマスクであったり、そういったものも配布しておりました。

○青木恒子 今回のその、市民の方からお聞きすることなんですけれども、今回のオミクロン株の特徴でもあるんですけども、人によって差はありますが、高熱が出たり喉の痛みの症状が強かったり食べ物が飲み込めないなどの声もたくさんお聞きしています。このオミクロン株の特徴に合わせて、例えば物資支援の中でおかゆとかゼリーとか喉あめとかの一部変更の要望も出てるわけですが、今後症状に合わせた物資支援をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 今、ただいまご意見があったもの以外にも、実際窓口のほうにはお菓子であったり生ものであったり野菜などといったご意見もいただいておりますけれども、正直量を確保して要請があって配布、区分してっていう状況の中でございますから、そういったものについては極力今こういった状況の中におきましてはご用意していただくといったことも併せてアナウンスしているところでございます。

○青木恒子 すいません。ご兄弟が田原本町におられる方からのご意見で、その方も陽性者になったわけですが、お姉さんが田原本町で陽性になったということで、その中でやはり随分とゼリーとかそういうのは助かったと、喉あめとかね、そういうこともお聞きしているので、できるだけその、オミクロン株、いろいろなこれから、今後第8波はどうか分かりませんが、できるだけ融通を利かせた対応のほう、また今後ともよろしくお聞きしたいと思えます。

そして、もう一つですけれども、家族が多かったりすると自宅療養の回数が増えるのも当然ですが、1世帯1件だというふうに断られたという声もお聞きするのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 配布用物品の在庫状況であったり、そこについてはその日の状況もございますから、ご要望のあったところにつきましては最低1パッケージといったことでは対応させていただいてますけれども、大人数家族であるから2パッケージを持っていったり、そこについては臨機応変な対応をさせていただいてると我々は考えております。

○青木恒子 今後ともそういうふうな形で、緊急を要する、そしてこの症状に不安を抱えてる市民を支えるという意味で、どうか今後とも充実させていっていただきたいというふうに思います。

8月末までに香芝市の中でコロナ感染によって亡くなられた方っていうのは何人おられるのでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 第7波を迎えて、8月末までの死者数は19名と報告を受けております。

○青木恒子 19名の方が本当に大変な中で亡くなられたということをお聞きしました。そして、各その危機管理室とか保健センターのほうには窓口には様々な声が届けられてるっていうふうにお聞きしていますが、そのことについて危機管理のほうからどんなお声が、特徴的なお声を教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 過去の事例よりも今現在のお話で申しますと、どうしてもやはり医療機関へのアプローチがしにくいであったり、非常に困難なんですけど車がないので医療機関に行けないであったり、正直なところやっぱり本当に困っておられる方っていうのは中におられるっていうのが現状でございます。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 保健センターのほうでございますけれども、保健センターのほうにも危機管理課に寄せられておる同様の相談が多数ございます。その他の相談といたしましては、陽性者や濃厚接触者の療養期間や待機期間についての問合せも多く、一般的な療養等の期間をご説明して、保健所からの指示があればそれに従っていただくようお願いし

ております。また、ホテルでの療養をしたいとお申出や療養証明の発行依頼などの問合せについてもございますけれども、保健所での対応となるため保健所のほうにご連絡いただくようお願いしておる状況でございます。

以上でございます。

○青木恒子 この問題につきましては、本当に命に関わる問題ですので、自分に降りかかった場合に本当に不安にされてるということでは、多様な質問とか要望が各窓口のほうに行ってると思ってます。大変混乱されてご苦労されていることというふうに思いますが、まだ第8波も含めましてあるということもありますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

この第8波に向けての取組ということについてお考えをお聞かせください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 健康部といたしましては、日常生活の中で感染予防対策について引き続き啓発するとともに、感染や重症化を予防する効果が確認されておりますワクチン接種を国の指示の下、推進してまいりたいと考えております。

○青木恒子 危機管理のほうも同じような内容でしょうか。第8波に向けて。

○危機管理監兼生活安全部長 第8波以降につきましては、第8波も含めましてですけれども、国のほうで今後の対応であったり行動制限についてもかなり緩めていく旨の、そういったお話も聞いておりますので、そこについては季節性の風邪程度になるのであれば大幅な対応の変化っていうのが起こってくるんだろかなと考えてます。ただ、マスクであったり換気であったりっていうのは通常のインフルエンザにも有効でございますので、そういったことは継続していくものと考えております。

○青木恒子 今後とも、このそれぞれのコロナによって対応が違ってくるし、症状が違うということにおきましては、科学的な判断の下に何をしていけば一番市民が助かるのかということについて今後とも考えていっていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

「特定屋外喫煙所」

○青木恒子 次に、特定屋外喫煙所について質問します。

日本医師会は、分煙では受動喫煙は減らせないと言っています。完全禁煙以外受動喫煙から非喫煙者の健康を守る対策はありません。たばこの臭いを感じた時点でもう被害に遭っています。服や髪の毛などにたばこが臭うと感じたときには、有害物質を体内に吸い込み、3次喫煙の被害に遭っています。また、喫煙後も、しばらくは吐く息にたばこの成分が残っています。世界は、受動喫煙対策ではなく禁煙対策を進めています。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会では、たばこをなくすことで病気の発生を減ら

すか遅らせることができることも判定しています。奈良県は何と禁煙率全国1位です。香芝においても科学的な見地から健康増進を進めていくためには、医師会の言うように禁煙の取組が必要だと考えます。健康増進法について教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 健康増進法第25条によりますと、国及び地方公共団体の責務といたしまして、「望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」と規定されており、本市におきましては健康増進法に基づき受動喫煙防止法に努めなければならないと認識しております。

○青木恒子 本当にそういうことだというふうに思います、これが世界の流れの中の日本だと、そういうことだと思います。

禁煙相談の実施のほうは保健センターのほうでされていますでしょうか、教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 保健センターにおきまして、禁煙を希望される方に対して個別禁煙教室を実施しております。個別面接によりまして対象者に適した禁煙方法を共に考え、禁煙開始から約3か月間、面接や電話において禁煙の支援をさせていただいております。

○青木恒子 健康増進を考えて本当にたばこをやめたいと、禁煙したいという市民の方に寄り添って禁煙相談をされていると、そして3か月にわたって面接とか電話で支えておられるということ、今後ともまたこの回数も増やしていただいて市民の健康増進という意識も啓発していただきたいというふうに思います。

次、質問します。

禁煙外来は禁煙に有効な手段であるというふうに私は考えていますが、香芝市の実態を教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 本市におきまして禁煙外来を実施していただいている医療機関は、16の医療機関がございます。こちらにおきましては、奈良県におきまして登録していただいている状況でございます。

○青木恒子 禁煙外来で保険診療を使って標準禁煙治療っていうものやっってるっていうふうにお聞きしてるんですけども、その内容について教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 保険診療によります標準禁煙治療は、12週間に5回のプログラムを組み、治療が進められます。治療の内容といたしましては、ニコチン依存度の判定、呼気一酸化炭素濃度測定、ニコチン依存度に合わせた張り薬や飲み薬の処方、面接やカウンセリングによります禁煙に対するアドバイスや支援が行われます。

○青木恒子 この禁煙の問題につきましては、ニコチン依存症ということでもありますから、本
当に精神的な分の支えも含めての指導が必要なんだなというふうに思いますが、この保険診
療は誰でも受けることができるのでしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 医療保険が適用されるには4つの条件がございます。
1つ目にニコチン依存症に係るスクリーニングテストでニコチン依存症と診断された方、2つ
目、35歳以上の場合喫煙指数が200以上の方、3つ目、直ちに禁煙することを希望されて
いる方、4つ目といたしまして禁煙治療を受けることを文書により同意された方、これらの要
件を全て満たした場合に医療保険が適用されることになります。

○青木恒子 こういう制度があればたばこをやめようかな、やめられなかった、いや、でもや
めたいなと悩んでおられる方を大きく支えると思いますので、このことについてもまた広報な
りでお伝えしていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、その治療の費用はどれくらいかかるのでしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 医療費保険を適用されて禁煙治療を受けられる場合、
3割の窓口のご負担で1万3,000円から2万円程度の費用がかかると言われております。

○青木恒子 結構費用はかかるみたいなんですけれども、例えばたばこ税、香芝の場合は市税
が3億円と3.1%になってるわけなんですけれども、禁煙しようとする方のその助成制度とか、健
康増進の目的にそういうのを使っていいかなと私自身は思っているところですので、今
後また検討していただきたいと思いますというふうに思います。そして、そういう助成制度を実施
してるのは、平群町などはそういう助成制度もしていますので、市民の健康増進のために、禁
煙頑張ろうという、そういう制度で使っていただけたらなというふうに思います。

3次喫煙とはどういうものか教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 3次喫煙でございますけれども、たばこの煙そのも
のに暴露される受動喫煙と異なりまして、たばこの火が消された後でも残留する化学物質を吸
入することをいいます。たばこ由来のニコチンや化学物質は、喫煙者の毛髪や衣類、部屋やソ
ファー、カーテンなどに付着して残留することが知られております。

○青木恒子 そういう意味で、例えば3次喫煙ということで被害を受けられるのは、小さい子
供だったりとかはいはいする赤ちゃんだったりとか、そういう子供も被害を受けるというこ
とで、今こういうことがすごく大事に言われているところです。そして、この3次喫煙の取組と
いうことで、何か自治体でやられてるのはご存じでしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 3次喫煙につきましては、比較的新しい概念のため
研究がまだ少なく、健康への影響につきましてもまだ明らかでない状況でございます。そのた
め、今後の研究結果を注視しながら、必要に応じて対策を講じてまいりたいと考えてござい

す。

○青木恒子 ちょっと調べましたところ、生駒の庁舎におきましては、5年前に喫煙後 45 分間エレベーターの使用を禁止し、職員とか来庁者が、誰もが気持ちよく過ごせる庁舎を目指してらっしゃるというふうにお聞きしています。また、このことについても研究していただきたいというふうに思います。

次、特定屋外喫煙所が庁舎内に設置されました。屋上と書庫など、北側、自転車置場の横ですね、公共バス駐車場の近くです。西和養護学校バス停の近くというふうに予定を聞いています。そう意味で場所的に受動喫煙の心配はないのかすごく心配するとこなんですけれども、その場所的にはどうでしょうか。

○総務部長 議員もご存じだと思いますが、特定屋外喫煙場所の設置基準というのが厚生労働省のほうから示されております。その中の一つに施設の利用者が通常立ち入らない場所、具体的には建物の裏や屋上等への設置、こういうことを想定しておりますので、我々におきましても当該場所につきましてはこの要件に一番適するのかなという考えでその場所に設置するという方向で進んでおります。

○青木恒子 私もどの場所かっていうのをちょっと確認に行ってみました。そして、朝、今日ちょっとここに来るときに見たとき、ちょうどその西和養護学校の子供たちはそこを通過して、市役所に駐車を、車を止められて移動するとかということもありますし、帰りもきっとそこにお迎えに来るっていうふうには思います。そういう意味で、確かに建物の裏っていうふうなことには見えるんですけれども、そこを利用している市民と公共バスが止まる場所でもあるということで、さっきのその3次喫煙の問題も含めましてありますので、子供たちがそこを使うということも含めてどうなのか、ちょっとまたそのところをまた検討してほしいなというふうに思っているところです。そして、通常立ち入ることはない場所は、その囲ったところはそうなるんですけれども、そこを通る人は結構いるっていうふうに思ったんですが、またその検討のほうをお願いしたいと思います。

それとあと、厚生労働省は、特定屋外喫煙場所については推薦するものではないことに十分留意すること、どうぞどうぞ造ってくださいじゃない、できるだけ造らないでほしいという名目で建物の裏や屋上というふうに指定されてるというふうに思います。また、私もそのところがどういう状況なのかまた調べていきたいというふうに思います。

それと、屋上も私は見に行きましたが、安全対策は十分なんですか。ある意味自由に入りし、ベランダ用には鍵がないという、事故が起こらないのかっていうことがとても心配なんです。そのところはいかがでしょうか。

○総務部長 先のほうの質問のほうでございますけれども、市役所庁舎西側の書庫と北側に設

置する予定をいたしております。その場所につきましては、通常人が通られるところから一定程度奥まったところまで下がります。西側に下がります。その位置にパーティションを立ててまいりますので、その場所は通常人が立ち入らない場所であるというふう到我々は考えてございます。

次のほうの屋上につきましてでございますが、屋上のほうは既にもう供用開始させていただいております。その安全対策についてというご質問かと思いますが、屋上につきましては、従来から6階への出入りについては本会議場傍聴席を除く部分については関係者以外立入禁止といたしております、カラーコーンとコーンバーを使用し立入禁止の標示をしております。また、今回屋上に特定屋外喫煙場所を設置するに当たり、出入口付近には再度関係者以外立入禁止の警告標示を行っておるといところでございます。

○青木恒子 そう提示してるのも私は十分知ってるわけですけども、今こういう時代です、そのところに自由に入れる条件の下にあるということについては、いろんな新聞なんかでも報道されたから屋上に造ったんだということについて関心を持っておられる方もいますので、そういう事故があってはならないというふうに思いますが、そのことがとても気にかかるところであります。そして、その屋上については職員と議員ということになっていると思うんですけども、例えば、このことについては質問、前もって聞いていなかったんですけども、もしご存じだったらお答えしてほしいんですが、この職員の中で喫煙を、どうしても吸いたって、この時間に上がらないと落ち着かないんだっていう方もおられると思うんですけども、そういう人数については把握されてるんでしょうか。

○総務部長 まず、その人数については人事課のほうになろうかと思いますが。多分把握していないと思います。

職員及び議員に限定させていただいておるといところなんですけど、これにつきましては議員も、ご指摘がありましたように、屋上の状況を把握している者でないとなかなかこれは危険が伴う可能性がありますので、我々は再度にわたって関係者以外立入禁止という標示の下で議員及び職員に限定させていただいておるといところでございますので、理解いただきたいと思います。

○青木恒子 ということは、職員ということであれば、休憩時間に使用するというところでよろしいんでしょうか。

○企画部長 屋上に喫煙所を設置する際に通知をいたしまして、基本的には昼休みの利用というところで案内をさせていただいております。

○青木恒子 この問題につきましても、それぞれの場所の費用についてもお伺いしますが、屋上の費用と、それとその他に造る来客用の喫煙場所についての設置費用について教えてください。

い。

○総務部長 屋上に設置する特定屋外喫煙場所の費用につきましてはおおよそ 30 万円、書庫棟北側の設置に要します費用につきましてはおおよそ 20 万円、合計 50 万円、補正予算の範囲内での執行でございます。

○青木恒子 というふうな予算の使われ方になるわけですが、さっきの献花台とも通じる話かも分かりませんが、このことを実施するに当たって、1日に何人使用されているのか、そしてその効果がどう現れてるかっていうその検証についてはどうお考えでしょうか。

○総務部長 2か所の特定屋外喫煙場所を設置いたしますので、今後利用状況の確認でございましたり安全性の確認、このことについては継続して続けていきたいというふうに考えます。

○青木恒子 そのことについて、安全性も含めてどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。
設置された場合のその管理責任はどこの部署になるのでしょうか。

○総務部長 庁舎管理規則というのがございます。管理権限についてはもちろん市長でございますけれども、市長の意向を受けまして、事実上の管理者は総務部長になってございます。

○青木恒子 そういう意味では、その安全性の問題とか、あとそういうふうな、予算を使って造ったわけですから、どういう効果があったのかとか、そういうことも含めて今後の課題だというふうに思っています。そして、そういうことを考えれば、危険なことも伴うので、防犯カメラも必要なんかとか、いろいろ出てくるとは思うんですけども、ぜひともそういうふうな、造ったは、どうだったかっていう検証のほうを今後ともよろしくしていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。